

令和7年度 学校監査結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和7年度学校監査結果を下記のとおり公表する。

令和8年3月26日

東京都北区監査委員	佐藤 明 充
同	西 村 泰 信
同	坂 口 勝 也
同	坂 場 まさだけ

記

1 監査実施日及び監査対象

監査実施日	監査対象
令和8年1月23日(金)	桐ヶ丘郷小学校、梅木小学校
令和8年1月26日(月)	第四岩淵小学校、堀船小学校
令和8年1月27日(火)	滝野川もみじ小学校、滝野川第三小学校
令和8年1月29日(木)	西ヶ原小学校、さくらだこども園

事務監査は、令和7年12月23日（火）～令和8年1月29日（木）に実施した。
なお、職員の服務及び給与に関する事務については、全学校の区費職員について、庶務事務システムの照合により事務監査を実施した。

2 監査事項及び範囲

主として令和6年度及び令和7年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について実施した。

また、今年度は「公金における現金の管理について」を重点監査事項とし、窓口における公金収納のうち、現金収入に着目し、地方自治法第170条及び第171条、東京都北区会計事務規則に則り、収入手続事務が適正に行われているかを検証した。

3 監査の主な着眼点

- (1) 区の教育目標に沿った学校運営が行われているか。
- (2) 学校施設及び設備は児童・生徒等の安全性を考慮して管理運営されているか。
また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (3) 利用の妨げとならないよう、施設内の整理整頓や機器類の整備はなされているか。
- (4) 各学校に令達された予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (5) 現金、郵券等の出納保管は適正になされているか。

【重点監査事項に係る主な着眼点】

- (1) 現金の管理及び点検体制は整備され、有効に機能しているか。
- (2) 関係帳簿及び証拠書類等の作成・管理は、適正に行われているか。
- (3) 収納金は、速やかに指定金融機関等へ払い込まれているか。

4 監査結果

学校の財務に関する事務の執行及び施設の管理、並びに重点監査事項とした公金における現金の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部には、以下のとおり意見・検討事項があったので、早急に是正、改善を検討されたい。講じた措置については、後日報告されたい。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速やかに対応されたい。

(1) 意見・検討事項

区では ICT 教育を推進するため、小中学校および義務教育学校に学習用端末「きたコン」(以下、端末という。)を 23,000 台調達している(契約件名:教務用 ICT 環境に関する機器等の賃借、契約額:1,815,033,000 円、契約期間:令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日)。

区は、端末の管理については『学習用端末「きたコン」運用指針(教職員用)』で、各校において定期的に管理台帳により台数を確認するよう示している。また、利用者の変更、修理・紛失等があった際には適宜管理台帳を更新することや、毎年 6 月末を目標に管理台帳の年度更新を完了するよう周知している。しかしながら、監査日時点の児童・教職員・予備の区分毎の台数を確認したところ、その把握ができていない学校があった。

これは、管理台帳には集計欄がなく、区分毎の台数や修理・故障等の台数を把握できない様式になっており、また、区は各校が端末台数の確認を定期的に行うよう示しているものの、その具体的な頻度や照合実績を記録する方法等は示していないこと等による。

各校にて管理している端末は高額かつ多数に上ることから、その貸与状況や状態について、より慎重かつ正確な管理が求められる。

区は、教育現場の負担に配慮しつつ、現行の管理方法の改善を図られたい。

(学び未来課)

(2) 口頭注意事項

- ① 服務及び給与に関する事項 4 件
- ② 施設管理に関する事項 8 件